

議第22号

三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案

三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年三島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号中「730円」を「750円」に改め、同項第2号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第14条第2項第1号中「730円」を「750円」に改め、同項第2号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に処理した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第14条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に処理する産業廃棄物に係る費用について適用し、同日前に処理した産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。

平成26年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士